

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、人と地球の清潔と健康を目指し、企業活動を通じて社会に貢献することを経営理念としております。持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要課題と認識し、常に変動する政治環境・経済環境・事業環境に柔軟に対応することを基本方針として、継続的な強化に取り組んでいます。現在は、迅速な意思決定及び業務執行を目的とした執行役員制度の導入に加え、取締役会の監督機能を一層強化させるため、2015年6月からは監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンス体制の強化と積極的な情報開示等を通じて、企業としての社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■原則1 - 2 (株主総会における権利行使) 補充原則4

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は現在行っておりません。当該環境整備の重要性は認識しており、今後の株主構成や投資家の要望等を総合的に勘案し、引き続き検討を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■原則1 - 4 (いわゆる政策保有株式)

当社は、純投資目的以外の投資を行う際は、業務の提携、取引の維持・強化など事業活動における必要性の観点から総合的に判断し、取締役会の承認を得て行うことを基本方針としております。なお、主要な政策保有株式については、原則として毎年3月、取締役会において中長期的な経済合理性や将来見通しについて検証を行います。

また、政策保有株式に係る議決権行使は、当該企業の経営状況等を定量・定性の両面から検討のうえ、行います。

■原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会が、その必要性、内容の妥当性等を十分検証のうえ承認をした場合のみ実施することとしております。また、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を、年に1回調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認のうえ、開示対象となる取引がある場合は開示を行っています。

■原則3 - 1 (情報開示の充実)

(1)当社は、経営理念や経営戦略を、当社ホームページにて開示しています。また、半期ごとの決算説明資料や決算短信、IR活動等を通じて、事業戦略及び経営目標等について具体的な説明をしております。

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ及びコーポレートガバナンスに関する報告書に開示しています。

(3)取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役会が報酬総額を決定したうえで、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、取締役と同様に、監査等委員である各取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を監査等委員会にて決定しております。

なお、それぞれの報酬限度額の総額を変更する際には、株主総会にて決議いたします。

(4)取締役候補者選出にあたっては、ビジネス・財務・会計・技術等や当社事業分野に関する幅広い知識・経験などを有し、当社の取締役としての必要な能力を備えていると認められる人物であるかどうかに加え、取締役会メンバーの持つ能力や経験の相互補完的バランス等も勘案し、決定しております。

社外取締役候補者選出にあたっては、当社のコーポレートガバナンス向上に資することが期待できること、当社の事業分野等における高い見識や豊富な経験を有していること、また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていることなどを勘案し、決定しております。

(5)取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知等を通じ、開示いたします。

■原則4 - 1 (取締役会の役割・責務) 補充原則1

当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに当社の重要事項等を決定しています。

また、経営会議としての会議体である役員会は、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員及び主要な子会社の役員にて構成され、会社の業務執行全般について審議・協議・討議し、決裁権限に基づいた決裁を行います。

なお、取締役をはじめ経営陣それぞれに委ねる範囲については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等において、取締役会、代表取締役、各業務執行取締役、及び各部門長の職務権限を明確化しております。

当社は、ガバナンス強化を図るべく、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会の承認を受け監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この機関設計変更と同時に、迅速な経営の意思決定推進の目的のため、取締役会を法令上の専決事項を決議するほか、経営の大所高所の議論を行う場と位置付け、定款及び取締役会規程を変更し、一定の事項については取締役会から代表取締役に委任できるようにしております。

■原則4 - 8 (独立社外取締役の有効な活用)

当社は、2015年6月に監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役3名のうち独立社外取締役を2名選任しています。

■原則4 - 9 (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立社外取締役候補者選定にあたっては、当社のコーポレートガバナンス向上に資することが期待でき、かつ、東京証券取引所の独立性の要件を満たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

■原則4 - 11(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)補充原則1

当社は、グループでの価値最大化を目指し、多岐にわたる事業を展開しております。このため、取締役の選任にあたっては、会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる監査等委員である取締役で取締役会を構成すべく、取締役会の多様性と適正規模についても検討したうえで決定しています。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることとし、取締役候補者及び独立社外取締役候補者については、【原則3 - 1】及び【原則4 - 9】にのっとり選任しております。なお、取締役会メンバーは、各々の能力や経験の相互補完的なバランスを考慮し、多様な知見と専門性を備えた構成としております。

■原則4 - 11(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)補充原則2

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
当社グループ外の兼任については、当社取締役としての業務に支障のないよう合理的な範囲にとどめることとしております。

■原則4 - 11(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)補充原則3

当社は毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、取締役会の実効性向上につなげることであります。
2017年3月下旬から6月下旬にかけて実施した分析・評価の結果の概要は以下のとおりです。
1. 分析・評価方法
当社の全取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対し、取締役会の運営、議題、取締役会を支える体制及び取締役会実効性全般に関して選択式及び記述式にてアンケートを実施のうえ、回答結果の内容について取締役会において報告、協議いたしました。
2. 分析・評価の概要
評価結果としては、取締役会の運営及び議題並びに取締役会を支える体制などはおおむね適切であるとのものでした。
また、取締役会の実効性を一層向上させていくために、具体的なテーマで年間スケジュールを立て、大所高所の議論の充実を図っていくなどの課題を取締役の間で認識・共有しました。
総合的には、当社取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。
3. 今後の取組み
今回の分析・評価の結果及び認識した課題等を踏まえ、当社取締役会の更なる機能・実効性の向上のため、継続的な議論・取組みを行ってまいります。

■原則4 - 14(取締役・監査役のトレーニング)補充原則2

当社は、取締役及び執行役員が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。
業務執行取締役及び執行役員の全員を対象とした役員研修会を年1回以上、業務執行取締役及び執行役員に加え、各部門の課長職以上を対象とした研修会を年3回以上開催するほか、監査等委員も含め、それぞれの立場に合った外部セミナー等にも積極的に参加する機会を設けております。

■原則5 - 1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主や投資家との建設的な対話に向け、代表取締役をトップとして、IR担当役員である経営企画本部長及び経営企画部がIR活動を行っています。半期ごとのアナリスト・機関投資家向け決算説明会のほか、自社施設見学会の開催や、個人投資家及び株主との直接対話を目的としたIRイベントへの出席・地方における会社説明会などを継続的に実施しています。
なお、投資家からのIR取材やスモールミーティング等の依頼にも積極的に対応し、代表取締役及び経営企画本部長が説明を行っています。
こうした株主との対話に必要な情報は、IR担当部署である経営企画部を中心に、経理本部及び各事業本部、各関係会社との日常的な連携によって、適宜収集できる体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社小野木興産	2,820,489	15.65
トーカイ共友会	752,238	4.17
株式会社大垣共立銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	710,037	3.94
株式会社十六銀行	705,264	3.91
岐阜信用金庫	672,000	3.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	669,946	3.71
小野木 孝二	551,696	3.06
株式会社北陸銀行	525,745	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	463,100	2.56
トーカイ従業員持株会	451,508	2.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
磯部 文雄	他の会社の出身者											
洞田 律男	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯部 文雄	○	○	-	長年厚生労働省に務められた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営の監視が期待できること、また、当社事業の中心である健康生活分野において、高い見識を有しておられることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。

洞田 律男	○	○	洞田律男氏は、2010年3月まで岐阜県庁に勤めており、当社と岐阜県との間取引があります。この取引は、各機関及び各施設個々との入札制度による取引であり、取引の性質上、意思決定に対し影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	当社事業の中心である健康生活分野において幅広い見識を有しておられ、また、長年にわたる岐阜県職員としての公職の経験に基づき、当社の業務執行、意思決定等に関する中立公平な視点での提言が期待できることから、社外取締役選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置しております。 監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れております。監査等委員会の補助者が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の属する組織の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努めております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
監査等委員会及び当社グループの内部監査を所管する内部監査室は、年間計画、監査結果等の定期的打ち合わせを行い、連携を高めることとしております。 また、監査等委員会はコンプライアンス体制、リスク管理及び社内規程の内容とそれらの運用状況等について、常勤監査等委員の往査の結果や内部監査室と月例報告会における意見・情報交換等の連携を通じて、組織的な監査を実施しております。 会計監査については、会計監査人から監査計画及び監査実施状況の報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性を一層強めることにより、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、一層の収益拡大と体質強化を図ることによって、株主との利益を共有し、中長期にわたる株主価値向上の経営意識を従来以上に高めるため、当制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は2010年より導入し、その付与結果は以下のとおりです。

2010年 当社取締役8名、当社従業員8名、子会社の取締役及び従業員12名。

2011年 当社取締役6名、当社従業員9名、子会社の取締役及び従業員10名。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

基本報酬総額、ストックオプション総額、賞与総額、退職慰労金総額及び、それらの合計金額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役会が報酬総額を決定したうえで、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を取締役会の授權を受けた代表取締役が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、取締役と同様に、監査等委員である各取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を監査等委員会にて決定しております。

なお、それぞれの報酬限度額の総額を変更する際には、株主総会にて決議いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の業務をサポートする機関として監査等委員会事務局を設置し、取締役会及び監査等委員会開催にあたっては、事前に資料配布・説明を行うなどして必要な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役は10名で、原則毎月1回定時取締役会を開催することとしており、業績の進捗管理と併せて種々の経営上の問題点について議論を重ね対策を検討しております。なお、激しい経営環境の変化に対応するために取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は1年、監査等委員である取締役は2年とし、その責任の所在を明確にする体制になっております。執行役員は12名で構成され、取締役も参加する役員会は月に2回定期的に開催され、業務執行状況の報告と重要な施策に関する議論を行っております。

法務面につきましては、弁護士事務所と顧問契約を結び適宜適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツからは定期的に会計監査を受けており、その厳正なる会計監査はアカウンタビリティの向上に資するものと考えております。会計監査は有限責任監査法人トーマツ所属の鈴木晴久、河嶋聡史両氏が担当しておりますが、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年間300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されておりますが、取締役(監査等委員である取締役を除く)と同様に、各監査等委員である取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を監査等委員の協議により決定しております。

また、当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く)のほか、常勤監査等委員である取締役1名及び社外取締役の資格要件を満たす監査等委員である取締役2名を監査等委員に選任し、取締役会及び監査等委員会を定期的に開催しております。

取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るこの監査等委員会設置会社という機関設計の下で、取締役会及び監査等委員会がそれぞれの機能を十分に発揮し、透明性及び機動性の高い経営の実現を図ることが、株主を始めとする各種ステークホルダーの期待に沿うものであると考えております。

また、広くグループ内から多様な意見・情報を収集する場である役員会や幹部会を定期的に開催し、当社グループ全体のガバナンス向上に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送通知期限より1週間早い、2017年6月7日に招集通知を発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、自社ホームページにて公表しています。 (URL) http://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長及びIR担当部門の責任者による会社説明会を年数回開催することを基本方針としています。このほか、IR担当部門によるIRセミナーや、例年出展するIRイベントの場において、ミニプレゼン等を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年2回代表取締役社長による決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、投資家向けの専用ページを開設し、決算短信、有価証券報告書、電子公告、決算説明会資料及び適時開示資料を掲載しています。 (URL) http://www.tokai-corp.com/finance/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員である経営企画本部長のもと、経営企画部の2名がIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「トーカイ憲章」及び「行動規範」の中で、顧客満足を優先する経営や社会人としての倫理観、法令遵守など、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を明確に示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、環境配慮型商品の開発や工場のCO2排出削減に努めています。また、CSR活動として各種寄付活動や積極的な障害者雇用などを実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、当社ホームページにて公表しています。 (URL) http://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に従う。当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査等委員会等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。また、当社は、監査等委員会及び内部監査部門において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進する。

また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月2回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。

当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、当社の監査等委員会及び内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的に開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁ルールを整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査等委員会の補助者が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

(9) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役(当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。)及び従業員並びに当社子会社の監査役は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

(10) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に関し、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を当該監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、(2)により保管する情報を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査等委員は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査等委員会は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針）」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を断絶することを基本方針としています。

2. 整備状況

トカイグループコンプライアンスマニュアル」において、行動規範として反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを宣言するとともに、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力への対応についての教育訓練を実施しています。また、暴力追放推進センター、警察当局等の関係機関、担当弁護士との綿密な情報交換等を通じ、日頃より、外部の専門機関との協力関係や連携の強化、安全確保等を図ることで、総務・安全管理部を中心に組織的に反社会的勢力との関係を根絶するための体制を築いています。

その他

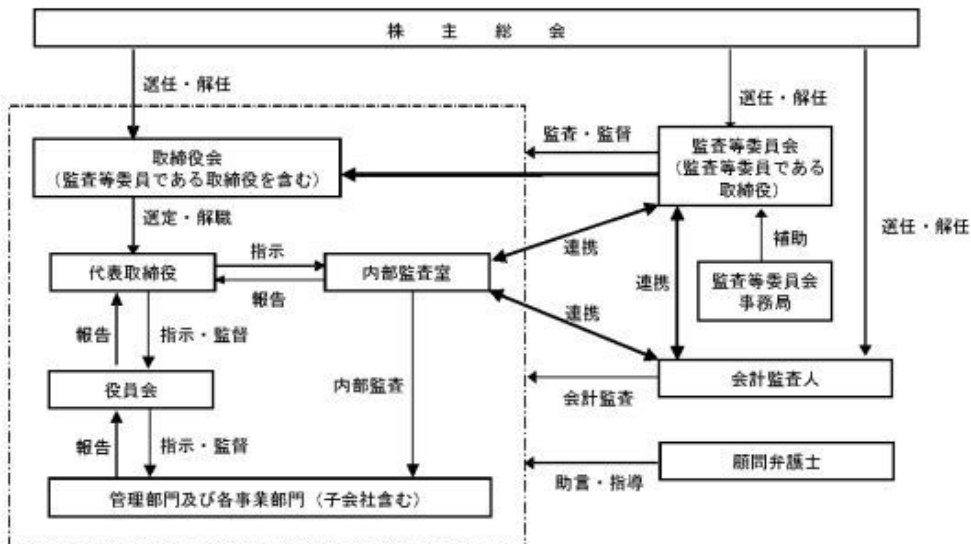
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

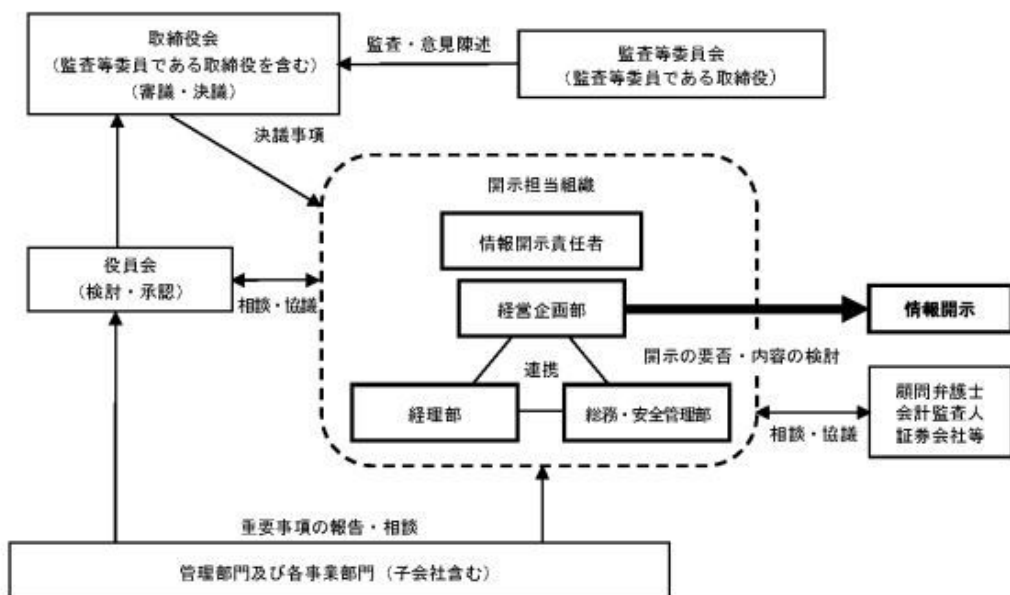
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上